

吹田市成年後見制度利用助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成年後見制度を利用する低所得の認知症高齢者等（認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者等であつて、成年後見人等を付することが適当であるとの医師の診断を受けたものをいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、成年後見制度利用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「後見開始の審判等」とは、次に掲げる審判をいう。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条の後見開始の審判
- (2) 民法第11条の保佐開始の審判、同法第13条第2項の保佐人の同意権の範囲を拡張する旨の審判及び同法第876条の4第1項の保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (3) 民法第15条第1項の補助開始の審判、同法第17条第1項の補助人の同意を要する旨の審判及び同法第876条の9第1項の補助人に代理権を付与する旨の審判

2 この要領において「成年後見人等」とは、民法第8条の成年後見人、同法第12条の保佐人及び同法第16条の補助人をいう。

3 この要領において、認知症高齢者とは、おおむね65歳以上で認知症であるとの医師の診断を受けた者及び、おおむね65歳以上で認知症と知的障害、又は精神障害を重複する診断を受けた者も認知症高齢者とする。ただし、既に知的障害者、精神障害者等又はそれらの者と同居する4親等内の親族として次条第1号の請求費助成を受けた者、若しくは、知的障害者又は精神障害者として同条第2号の報酬助成を受けた者についてはその限りではない。

(助成種別)

第3条 助成の種別は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判等の請求に要する費用に係る助成（以下「請求費助成」という。）
- (2) 成年後見人等に対する報酬の支払に要する費用に係る助成（以下「報酬助成」という。）

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請日において市内に居住する者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の法律の規定による本市の措置等により市外の施設に入所している者を含む。）のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号に掲げる助成の種別に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、災害等のやむを得ない事由があ

る場合はこの限りではない。

- (1) 請求費助成 認知症高齢者等又は認知症高齢者等と同居している4親等以内の親族であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - イ 第6条第1項に規定する経費を支払うことにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者になると認められる者で、次条に定める預貯金その他の資産に係る基準を満たすもの
- (2) 報酬助成 成年後見人等を付された認知症高齢者等であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
 - イ 第6条第2項に規定する経費を支払うことにより生活保護法第6条第2項に規定する要保護者になると認められる者で、市長が別に定める預貯金その他の資産に係る基準を満たすもの

（預貯金その他の資産に係る基準）

第5条 第1条に規定する趣旨のとおり、助成の対象となるものは、成年後見人等が付された認知症高齢者等が低所得であるため、報酬の支払いを行うことで生活の維持が困難となる等の事由があり、第4条第1項第1号のイ及び第2号のイで規定する預貯金その他の資産に係る基準に該当する者とする。資産に係る基準とは、申請日において属する世帯の所有する預貯金が50万円未満であり、かつ、活用できる資産がないこととし、その基本的な考えは生活保護法（昭和25年法律第144号）の基準に準じるものとする。また同居する世帯員がある場合は、活用できる資産の有無について確認するために、同居する世帯員に対し収入等について申告を求めることができる。なお、活用できる資産の主要なものについては、次のように判断を行う。

- (1) 自家用車を保有している場合は、活用できる資産と判断する。
- (2) 満期返戻金のある生命保険をかけている場合は、活用できる資産と判断する。
- (3) 不動産について
 - ア 家屋のみの場合は、活用できる資産と判断しない。ただし、処分価値が著しく大きい場合は、活用できる資産と判断する。
 - イ 土地については、活用できる資産と判断しない。ただし、処分価値が著しく大きい場合は、活用できる資産と判断する。
- (4) 貴金属及び債券（有価証券など）を所有している場合は、活用できる資産と判断する。ただし、趣味装飾品などで、価値の低いものについては、活用できる資産と判断しない。

(助成対象経費)

第6条 請求費助成の対象となる経費は、認知症高齢者等に係る後見開始の審判等の請求(弁護士、司法書士若しくは社会福祉士、その他の専門職(医療、福祉、介護、法律、行政関係の資格所持者であり、専門的な知見を活かして成年後見人等の業務を果たせる者。))で、助成対象者の親族以外の者(以下「弁護士等」という。)、又は法人(成年後見人等の業務に従事する者のうちに弁護士等が含まれる法人に限る。以下同じ。)を成年後見人等として請求するものに限る。)に要する費用を助成対象者が負担する場合における当該請求に要する費用のうち、収入印紙及び郵便切手の購入に係る費用並びに鑑定料とする。

2 報酬助成の対象となる経費は、認知症高齢者等について家庭裁判所が決定した成年後見人等(弁護士等又は法人に限る。)に対する報酬を助成対象者が負担する場合における当該報酬とし、原則として1年分(報酬付与の審判決定期間が1年を超えている場合は、報酬付与の審判決定期間の末日から遡って12か月(1年分)とする)の報酬の支払に要する費用とする。ただし、報酬助成が必要となった初年度及び最終年度(成年後見人等が付された認知症高齢者等が死亡した年度)についての算定期間は、報酬付与の審判決定期間のうち末日から遡って最大で15か月(1年3か月)とする。

3 成年後見人等が法人の場合は、責任を持って継続的に業務の遂行が可能であるか判断するため、申請日において効力のある当該法人の登記事項を記載した登記事項証明書等の確認を行うこととする。

(請求費助成、報酬助成に係る助成金の額)

第7条 請求費助成に係る助成金の額は、前条第1項に規定する経費の額の合計額とし、収入印紙及び郵便切手の購入に係る費用の額に100,000円を加算した額を限度とする。

2 報酬助成に係る助成金の額は、前条第2項に規定する経費の額の合計額とし、在宅の助成対象者にあつては月額28,000円、その他の助成対象者にあつては月額18,000円に、第8条に規定する算定期間の月数をそれぞれ乗じて得た額を限度とする。その他の助成対象者には、医療機関への入院の他、介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等、見守りや生活相談などの生活支援サービスが提供される場での居住を含む。

(報酬助成に係る算定期間の月数の取扱)

第8条 報酬助成に係る算定期間の月数の取扱が必要な場合に当たっては、1月に満たない日数がある場合にあっては、16日以上は1月とし、15日以下は切り捨てとする。

(報酬助成に係る助成金の算定方法)

第9条 報酬付与の審判決定期間と第6条第2項に規定する助成対象期間が同じ月数である場合は、報酬付与の審判決定額と第7条第2項に規定する限度額とを比較して少ない方の額を、報酬助成に係る助成金の額とする。

2 報酬付与の審判決定期間が第6条第2項に規定する助成対象期間を超過している場合は、報酬付与の審判決定額を報酬付与の審判決定期間の月数で除して算出した1月あたりの報酬額に前条の規定による算定期間の月数を乗じて得た額と、限度額とを比較して少ない方の額を、報酬助成に係る助成金の額とする。

3 1円未満(小数点以下)の端数が発生した場合には、切り捨てとする。

(交付の申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、請求費助成にあつては後見開始の審判等が確定した日から2月以内(知的障害者福祉法、老人福祉法その他の法律の規定により市長が請求した後見開始の審判等が確定した場合にあつては、同日から原則として4月以内)に、報酬助成にあつては報酬付与の決定がされた日から2月以内に、成年後見制度利用助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前年(1月から7月までの間に申請をする場合にあつては、前々年)の所得の額等についての市町村長(特別区の長を含む。)の証明書

(2) 認知症高齢者等と同居している4親等以内の親族が申請する場合にあつては、世帯全員の住民票の写し及び当該認知症高齢者等との続柄を証する書類

(3) 請求費助成に係る助成金を申請する場合にあつては、次に掲げる書類

ア 後見等の登記事項証明書の写し

イ 後見開始の審判等の請求に係る申立書の写し

ウ 当該申立書に添付した財産目録及び収支予定表等の写し(本人に相続財産がある場合は相続財産目録)

エ 当該申立書に添付した診断書の写し

オ 後見開始の審判等の請求に要する費用の支払を証する書類

カ 後見人等の資格を証明するもの

(4) 報酬助成に係る助成金を申請する場合にあつては、次に掲げる書類

ア 後見等の登記事項証明書の写し

- イ 報酬付与の審判決定書の写し（報酬金額の記載があるもの）
- ウ 財産目録及び収支予定表等の写し（本人に相続財産がある場合は相続財産目録）
- エ 後見開始等の審判決定書の写し
- オ 後見人等の資格を証明するもの

(5) その他市長が必要と認める書類

- 3 報酬助成に係る助成対象者が助成金の交付決定を受けずに死亡したときは、当該助成対象者の成年後見人等であった者は、当該助成金について、第1項の申請を行うことができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、成年後見制度利用助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、成年後見制度利用助成金交付申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、市長が指定する期日までに、成年後見制度利用助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 報酬助成に係る助成決定者が助成金の交付を受けずに死亡したときは、当該助成決定者の成年後見人等であった者は、当該助成金について、前項の請求を行うことができる。

(交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、助成決定者又は成年後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 後見開始の審判等の請求の取下げ又は後見開始の審判等の取消しがあったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 次条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定者又は成年後見人等に対し、成年後見制度の利用状況について報告を求め、又は職員に成年後見制度の利用状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成決定者又は成年後見人等は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に、吹田市成年後見制度利用助成金交付要綱を廃止する告示（令和4年吹田市告示第73号）による廃止前の吹田市成年後見制度利用助成金交付要綱（平成20年6月3日告示第212号）及び廃止前の吹田市成年後見制度利用助成金交付要綱施行要領の規定によりなされた利用の申請、利用の決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた交付の申請、交付の決定その他の行為とみなす。

3 この要領の規定は、令和4年4月1日以後に行った後見開始の審判等の請求について適用し、同日以前に行った後見開始の審判等の請求については、なお従前の例による。

4 廃止前の吹田市成年後見制度利用助成金交付要綱施行要領に規定された様式により作成された様式は、本要領の様式により作成したものとみなし、令和4年度中に限り、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和6年4月1日以後に審判等が確定したものについて適用し、同日以前に審判等が確定したものについては、なお従前の例によることとする。

3 改正前の吹田市成年後見制度利用助成金交付要領に規定された様式により作成された様式は、本要領の様式により作成したものとみなし、令和6年度中に限り、使用することができる。

添付書類

後見開始の審判等の請求費助成に係る助成金を申請する場合

- 後見等の登記事項証明書の写し
- 後見開始の審判等の請求に係る申立書の写し
- 当該申立書に添付した財産目録及び収支予定表等の写し（本人に相続財産がある場合は相続財産目録）
- 診断書の写し
- 後見開始の審判等の請求に要する費用の支払を証する書類及び後見開始等の審判決定書の写し
- 切手返還書の写し
- 後見人等の資格を証明するもの

成年後見人等の報酬助成に係る助成金を申請する場合

- 後見等の登記事項証明書の写し
- 報酬付与の審判申立て書の写し（報酬金額の記載があるもの）
- 財産目録及び収支予定表等の写し
- 後見開始等の審判決定書の写し
- 後見人等の資格を証明するもの

認知症高齢者等と同居している4親等以内の親族が申請する場合

- 世帯全員の住民票の写し及び当該認知症高齢者等との続柄を証する書類

保佐人及び補助人が申請する場合

- 民法第876条の4及び第876条の9に規定する代理権の目録の写し

成年後見人等が法人の場合

- 登記事項証明書の写し

- その他（）

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長 印

吹田市成年後見制度利用助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった成年後見制度利用助成金について、
下記のとおり交付決定したので通知します。

記

助成決定者 (助成対象者)

助成種別

- 後見開始の審判等の請求費助成 成年後見人等の報酬助成

助成決定者と被成年後見人等との関係

- 本人
 家族（請求費助成の場合のみ）
被成年後見人等の氏名：
助成決定者と被成年後見人等との続柄：
 成年後見人等

交付決定額 金 円

吹 第 号
年 月 日
(年)

様

吹田市長 印

吹田市成年後見制度利用助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった成年後見制度利用助成金について、
下記のとおり却下したので通知します。

記

却下理由

年 月 日

吹田市成年後見制度利用助成金交付請求書

吹田市長宛

請求者 住 所

氏 名 ㊟

電 話

年 月 日付け 吹 第 号で交付決定のあった成年後見制度
利用助成金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

1 交付請求額 金 円

2 振 込 先

		預金の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			